

史跡秋田城跡整備基本計画改訂支援業務委託仕様書

1 業務目的

史跡秋田城跡整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）について、令和6年度に改訂した史跡秋田城跡保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）に基づき、現行の計画から、修理や改修等の手法を定める計画へ改訂する必要がある。

本業務委託では、委託者が令和7年度に行う改訂業務を支援するため、自然環境・景観・保存活用施設等の現状調査等、専門的な知見が必要な部分について以下の業務を実施する。

2 履行場所

秋田城跡歴史資料館

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月25日まで

4 業務対象区域

史跡秋田城跡の次の区域を対象とする。また、参考面積は次のとおり。

- ・ 史跡全域：約90ha
- ・ 既存整備地（第Ⅰ～Ⅲ期整備地区）：約6ha

5 業務内容

(1) ワークショップ支援

ア 支援内容

委託者が実施する、秋田城跡の主な利用者（ボランティア団体・地域団体）を対象としたワークショップについて、これに出席し、ワークショップの内容等を記録するとともに議事録および要約を作成する。

イ ワークショップで情報を集約する項目

- (ア) 既存整備地における説明板・便益施設等の修理・改修について
- (イ) 史跡全域における自然環境について
- (ウ) 史跡全域における古道・石碑などの歴史的重層性を示す要素や景観・ビューポイントについて

ウ 留意点

- (ア) ファシリテーターは委託者が指定する者に依頼することとし、この場合の報償費は受託者が支払うものとする。

- (イ) ワークショップ参加者は委託者が決定する。
- (ウ) ワークショップは、委託者が指定する日程で、6月に3回行う。

(2) 管理カルテ作成

ア 保存活用施設等

既存整備地における復元施設以外の保存活用施設等について現況を調査し、管理カルテ（保存活用計画に示す史跡等を管理するための様式）を作成する。

イ 復元施設等

既存整備地について、別途委託者が実施する復元施設等現況調査の結果に基づき管理カルテを作成する。

(3) 改訂業務支援

ア 補足調査

ワークショップで扱った事項について情報を集約し、補足調査を行う。

イ 資料等作成

(ア) 復元施設・景観・自然環境・歴史的重層性を示す要素などを統合したゾーニングの資料を作成する。

(イ) その他、委託者が指定する整備基本計画に必要な図表等を作成する。

ウ 備考

ゾーニングおよび計画書本文の執筆は委託者が行う。

(4) 整備指導委員会支援

整備基本計画は、学識経験者等で構成される史跡秋田城跡環境整備指導委員会（令和7年度は2回開催予定）に諮りながら改訂を進めるため、これに出席し、委員会の内容等を記録する。なお、議事録は委託者が作成する。また、本業務において作成した資料のうち、委託者が指定するものを委員会資料として印刷し、提出する。

6 打合せ

打合せは3回程度とし、打合せ協議の内容の詳細を記載した打合せ記録簿を作成する。なお、必要に応じて適宜打合せ回数を追加することとする。

7 成果品

(1) 成果品の提出

本業務の成果品は、下記のとおりとする。

ア 業務報告書 A4版 ファイル閉じ

2部

イ	ワークショップ報告書	2部
ウ	管理カルテ	2部
エ	補足調査報告書	2部
オ	5(3)イで作成した資料等	2部
カ	打合せ記録簿	1式
キ	上記の電子データ	1式
ク	その他、委託者が必要と認める成果品	1式

(2) 留意点

- ア 業務の遂行に当たり使用、作成したデータ類および根拠等は全て明らかにし、報告書に明記するものとする。
- イ 電子データには、報告書の元となったワープロ、表計算等のデータファイル、CADデータおよびPDFファイルを含め、電子媒体（CD-R（書き込みが一度しかできないもの））で提出する。
- ウ 成果品の電子データの形式およびバージョンは協議の上定める。

8 留意事項

(1) 業務の遂行

本業務は、国庫補助金を受けて実施するものであることから、受託者は、関係する書類等を、業務が終了した年度の翌年度から起算して10年間保管しておくこと。

(2) 契約金額

本業務の契約金額には、本業務に関わる一切の経費を含むものとする。

(3) 再委託等について

受託者は本業務のすべてを第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏えい等について管理者の注意をもってその情報を管理することとし、契約終了後も同様とする。

(5) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を履行する上で関係法令等を遵守すること。

(6) その他

本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合は、委託者および受託者で協議し定めるものとする。